

3. 應援団体名

五. 労務發生ノ原因

本居從業員ノ賃金ハ從來他ノ企業者ニ於ル從業員ニ比較シ廉ナルノミナラス從業員ハ何レモ有家族ニシテ生計ニ困窮セルノ實情アリタルヲ以テ切實策トシテ八月末及九月初旬ノ二回ニ直リ賃金値上ヲ嘆願シタルカ不問ニ付セラレタル為九月二十三日午後四時三十分營業所ニ於テ事業主ニ對シ別記(一)要求書ヲ提出セルモ之ニ拒絶セラレタルニ因ル

六. 經過

八. 事業主ハ從業員ノ要求ヲ拒絶セルヲ以テ罷業ニ出ワルニ了ラスヤラ慮リ翌二十四日臨時ニ運転手其他ヲ雇入レタル為今日午前七時出勤セル從業員ハ止ムナク休業セリ
 2. 所轄三河島署ニテハ事態ノ免化ヲ慮レ今日午後四時三

十分同署ニ勞賃双方ヲ招致シ勞賃間ヲ斡旋折衝セルヲ以テ結果別記(二)覽書ノ通り午後六時三十分圓滿解決セリ
 右又中(通)報假也

別記(一) 要求書

石川運送系内從業員同生協同會為公認ノ賃金値上件書面ヲ以テ申上假

運転者ノ日給六拾円(日曜客日以外休業從業員ノ病欠等因日後ノ祝祭ニ二日間上 乘 日給五拾円) (以内休業ノ日給リ差引カレト 公債等ニ月内ノ時日及金額ヲ決定シ寫 方 運賃、四分、六 (但シ自動車ノ上乗ノ場合ハ日二円ノ事)
 右要求相入レザル場合ハ從業員同業務ニ從事仕スベシ

右從業員一同

石川運送系 御中

- 從業員 富田退助 ④ 軍司希三郎 ④ 脇田幸一郎 ④
- 中泉義市 ④ 皆川信雄 ④ 赤塚 清 ④
- 高橋一義 ④ 近藤丑藏 ④ 田所榮治郎 ④